

農地中間管理事業の推進に関する

基本方針

令和6年9月

秋 田 県

I 趣旨

この基本方針は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号）第3条に基づき、秋田県において、効率的かつ安定的な農業経営を営む者（以下「担い手」という。）が利用する農用地の面積の目標や農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等について定めるものである。

このたび、下記Ⅱ基本方針の第1に掲げる従前の目標年度（令和5年度）の実績が出たため、基本方針を一部改正する。

Ⅱ 基本方針

第1 担い手が利用する農用地の面積の目標

秋田県における担い手が利用する農用地の面積の割合を現状の79%から令和11年度に90%とする。

	現在（令和5年度）	概ね6年後(令和11年度)
耕地面積（①）	146,000ha	142,700ha
うち担い手が利用する面積（②）	115,561ha	128,400ha
担い手への農地集積率 ②／①	79 %	90 %

※1 担い手：認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営、今後育成すべき者とする。

※2 令和11年度の目標値：「新ふるさと秋田農林水産ビジョン」による。

第2 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

県は、農地中間管理事業の実施に当たり、公益社団法人秋田県農業公社を農地中間管理機構（以下「機構」という。）に指定し、機構を活用した農用地等の貸付及び農業の経営又は農作業の受委託を推進することにより、農地の集積・集約化や、新たに農業経営を営もうとする者の農業参入の他、遊休農地の解消を促進する。

第3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

県は、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の策定主体である市町村、「目標地図」（基盤法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。）の素案の作成を行う農業委員会、加えて機構、県農業会議、農業協同組合、土地改良区等と連携し、地域の話し合いに基づき策定する、「地域計画」の実現に向けて事業を推進する。

第4 目標を達成するために必要な事項

1 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

(1) 関係機関の連携及び推進体制の強化

① 機構、県農業会議、県農業協同組合中央会及び県土地改良事業団体連合会は、農地中間管理事業の推進に向けた関係機関の連携に係る協定書(令和元年10月23日締結)に基づき、「地域計画」の策定に向けた取組に参加し、農地中間管理事業の推進を通じて更なる農地の集積・集約化を図る。

② 県内の関係機関で構成する農地中間管理事業推進チームの活動を強化し、部門横断的に連携を図り、農地中間管理事業を推進する。

なお、関係機関とは県、機構、県農業会議、県農業協同組合中央会、県土地改良事業団体連合会、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区を示す。

(2) 農地中間管理事業の業務委託

機構は、地域の実情に即した農地の集積・集約化を図るため、地域計画の策定の取り組みと連動し、効率的かつ効果的に事業を実施する観点から、市町村(農業委員会、農業協同組合、土地改良区を含む)に、その同意を得て機構が行う業務を委託することを基本とする。

2 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策

(1) 関係機関は、担い手への農地集積の目標の達成に向け、機構と一体となって総力を挙げて取り組むものとする。そのため、地域、農業者その他農業に参入する法人等の関係者に機構の活用方法等について、インターネット、広報誌、掲示板等により積極的に情報を発信し、必要に応じて周知状況を把握し、県内における関係者が等しく享受できるよう情報の共有化を推進する。

(2) 県及び機構は、県内外を問わず、他の都道府県、市町村、機構及び関係団体が発信している情報の収集に努めるものとする。

3 地方公共団体、機構、株式会社日本政策金融公庫等の連携及び協力

機構は、県、市町村、農業関係団体、株式会社日本政策金融公庫等の関係者で、密接な連携及び協力を図り、農地中間管理事業の積極的な活用を推進する。

第5 その他農地中間管理事業の推進に関し必要な事項

上記に掲げる事項と併せて、県内農業の維持、発展に寄与するため、県の政策との整合性を図りながら農地中間管理事業を実施する。